

別表第 1（第 7 条関係）**浴場・休憩室使用料**

区分		子供	大人
個人	1 人 1 回	150 円	300 円
団体	15 人以上 1 人 1 回	100 円	200 円
回数券	12 回分	1,500 円	3,000 円
会員券	1 人 1 月分	2,500 円	5,000 円
家族券	1 家族 1 月分	8,000 円	

備考

- 1 大人は、中学校及び特別支援学校中学部の生徒並びにこれらに準ずる者以上とする。
- 2 未就学児童は、無料とする。
- 3 団体の人数は、大人と子供の人数の合算とし、未就学児童は含まない。
- 4 浴場又は休憩室のみの利用であっても、同額とする。
- 5 前各項に掲げるもののほか、特に必要があると認める場合は、その都度市長が別に定める。

別表第 2（第 7 条関係）**研修室等使用料**

施設種別		使用料（1 時間当たり）	
		部屋使用料	冷暖房使用料
研修室	全面利用	250 円	200 円
	東側利用	200 円	150 円
	西側利用	200 円	150 円
多目的ホール	全面利用	350 円	300 円
	東側利用	250 円	200 円
	西側利用	200 円	150 円

備考

- 1 使用料の算定に当たり、1 時間に満たない時間があるときは、30 分以内のときは 1 時間料金の 2 分の 1 の額とし、30 分を超えるときは 1 時間料金の額とする。
- 2 冷暖房使用料は、冷房設備又は暖房設備を使用する場合に徴収する。
- 3 営利又は営業上の目的で利用する場合の使用料（冷暖房使用料を除く。）は、当該使用料の 3 倍の額とする。
- 4 使用料の額に 10 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 5 前各項に掲げるもののほか、特に必要があると認める場合は、その都度市長が別に定める。